

★教育と資格

人の生命、身体及び財産を守ることを主な内容とする警備業では、専門的な知識・技能が必要となるため、警備業法の定めるところにより、警備員に対して教育が義務付けられています。

また、警備員に各種の資格を取得させ、質の高い警備業務を提供しています。

警備員教育

警備員として働くためには、警備会社に入社して、法令で定められた教育を受けていただきます。

これは、基本教育15時間以上、業務別教育15時間以上を経て、はじめてプロの警備員としての仕事ができるようになります。

教育の内容は、警備業関係法令など、業務に必要な法令の教育や従事する警備業務に応じた専門的な知識及び技能の向上のための教育となっています。

また、警備員となっても、6か月ごとに基本教育3時間、業務別教育5時間の教育を受けることとなります。



国家資格

- ◆ 検定合格警備員
現場で必要とされる資格で、施設、交通誘導、雑踏、貴重品運搬など6種類の種別ごとに2級及び1級があります。
現場によっては、指定する検定合格警備員を配置しなければならない重要な資格です。
- ◆ 警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格
 - 警備員指導教育責任者
警備業を営むにおいて必要な資格です。
営む業務に係る警備員としての経験が必要とされます。
 - 機械警備業務管理者
機械警備業務を行うために必要な資格です。受験要件はありません。



※ 各都道府県公安委員会（各警察署）に申請して、交付を受ける資格です。資格取得の詳細は、ホームページをご覧ください。

第1志望は 警備員

The Staff of Security Service Company

警備業は、国民の生活を守る「生活安全産業」です。
24時間、全国各地で約54万人の警備員が働いています。
日本が超高齢化社会へと向かっていく中で、警備業界への需要は、今後、ますます高まっていくことが予想されます。

今、警備業界は、やる気のある若い人を求めています。**女性也大歓迎**です。

警備員としてのやりがいや生きがいを感じていただくため、次の取組みを進めています。



警備員の労働環境の充実

安心して働けるよう安定した賃金支給と社会保険などの完備、有給休暇の完全取得、その他福利厚生の実施を図ります。
女性も働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

昇進・昇給制度などの充実

検定合格警備員や警備員指導教育責任者など国家資格の取得で現場責任者への昇進、更に、経験を積み、努力、熱意、実力により経営幹部への道も夢ではありません。

警備員教育の充実

警備員として安全かつ適正に自信をもって警備業務を行えるよう、日々丁寧な警備員教育に努めて、お客様はもちろん、広く国民の皆様の信頼確保を目指しています。

一般社団法人山口県警備業協会

☎ : 083-925-0336 HP : <http://www.yssa.or.jp/>

※ 協会加盟員への問い合わせは、この協会HPの「会員名簿一覧」をクリックして連絡先を確認してください。

★多彩な業務があります！

自分にあった業務が選べます。警備業法により大きく4種類に分けられます。主なものを紹介しますと…

1号業務

◆施設警備業務



会社や工場などに常駐して、来訪者の受付・案内、人や車の出入管理、施設内の巡回により不審者・物件の発見や火災の予防警戒などに当たります。

◆機械警備業務



施設にセンサーなどを設置して、不法侵入者などを24時間体制で監視し、機器作動時には、急行して、不審者の捜索や初期消火活動などに当たります。

◆保安警備業務



デパートやスーパーマーケットなど大規模小売店や量販店に私服で従事し、万引き、置引きなど盗難の予防警戒のほか、火災予防などに当たります。

※ このほか、空港での手荷物などの**保安検査業務**もあります。

2号業務

◆交通誘導警備業務



道路工事や建築現場などにおいて、交通事故や渋滞などの未然防止のため、通行人や車両の誘導、整理に当たります。

◆雑踏警備業務



プロ野球・サッカーなどスポーツイベント、お祭り、花火大会、コンサートなど多くの人が集まる会場や、その付近で、雑踏事故、交通事故などの未然防止のため、観客の誘導や整理に当たります。

3号業務

◆貴重品運搬警備業務



現金や貴金属、美術品など大切な品物をお客様に代わって運搬に当たります。

4号業務

◆身辺警備業務



会社の要人やお子様、高齢者の方など、依頼人に常時随行して、時には盾たてになってその安全の確保に当たります。

★警備員になるためには？

警備員になるには、資格は要りません。**18歳以上の方**で、次の**欠格事項に該当しない方**であれば、だれでもなることができます。

(警備業法第14条)

①	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
②	禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
③	最近5年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものを行った者
④	集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪にあたる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
⑤	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
⑥	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
⑦	心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

※ 職務の性質上危険を伴うこともありますが、決して危険な職種ではありません。自信をもって、安全に業務を行うためにも、事業者は、法（警備業法）に定められた教育を行うこととなっています。



11月1日は
警備の日



警備業法が施行となった昭和47年(1972年)11月1日にちなんでいます。